抗　　議　　文

平成２６年９月３日

長崎県知事　中　村　法　道　殿

石木ダム建設絶対反対同盟　連絡人　岩下和雄
石木ダム対策弁護団代表弁護士　馬奈木昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会　代表　森田正昭
石木川まもり隊　代表　松本美智恵
水問題を考える市民の会　代表　篠崎正人
石木川の清流とホタルを守る市民の会　事務局長　田代圭介

貴県の石木ダム事業に関して、裁決申請方針決定と通行妨害禁止仮処分命令申立に対して以下の通り強く抗議するとともに，速やかに上記方針決定を撤回し，且つ，仮処分命令申立を取り下げることを求める。

１　貴職は，県収用委員会に対して収用裁決申請をする方針を，本年８月２６日に佐世保市長・川棚町長と協議のうえで決定した。

２　貴職は，私たちの石木ダムに対する理解を得るため，私たちの疑問に対する説明会を開催されてきた。

しかし，貴職は説明会において私たちが石木ダムに対して持っている疑問に対して合理的な回答をしてこなかった。また説明会の中で貴県・佐世保市が事業認定庁に提出した資料に恣意的記載・虚偽記載が多々あることが明らかとなった。

私たちは，これまでの説明会を経て，石木ダムの必要性がないことが客観的に明らかになったと考えている。

３　以上の通り，石木ダムの必要性がないことが客観的に明らかとなっており，且つ，その必要性に係る説明が尽くされていない現段階で，地権者の土地所有

権を強制的に収用するための裁決申請をしようとする貴職の方針に強く抗議を申し入れると共に，石木ダム事業が不要であることが客観的に明らかとなった以上，裁決申請の方針を撤回の上、本事業を撤回する方針を明示していただくよう要求する。

4　そもそも「強制収用はしない」というのが貴職の最初の県知事選挙での公約であった。そうであるにもかかわらず，裁決申請の方針を固めること自体県民への明白な裏切りに他ならない。

貴職の収用裁決方針決定は「話し合いを継続する」ということと相矛盾した行動である。

5　長崎県は１９７２年7月２９日に地元住民代表との間で交わした「建設の必要性が生じたときは、改めて甲（地元住民）と協議の上、書面による同意を受けた後着手する」との「石木川の河川開発調査に関する覚書」を一方的に反故にしている。

貴職は､｢9 月 8 日までに収用裁決申請を行わないと事業認定が失効するので、説明と並行して収用裁決申請を提出する」としている。

しかし，１９７２年の覚書がある以上，貴職がまずなすべきは事業の必要性について私たちの合意を得ることである。

そして，仮に今後事業認定の効力が失効しても、私たちの理解が得られるのであれば事業の完成は可能であるから，貴職が収用裁決申請方針に固持する必要性は皆無である。

6　近々開かれる回答・説明会に貴職が出席され、一旦、収用裁決申請の方針を撤回し、私どもと真摯に話し合われることを要請する。

7　さらに貴県は、8 月 7 日、「付け替え道路の着工を妨害された」として、長崎地方裁判所佐世保支部に「通行妨害禁止仮処分命令申立書」を提出した。このは、強い立場にあるものが、弱い相手の「口封じ」を目的に起こしたものと言わざるを得ない。また，先に述べた覚え書にも反する行為である。

弱者を守るべき行政の長の職にある者が、このような行動にでたことは、全く許しがたい暴挙である。ただちに取り下げることを申し入れる

以　上